

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2019-7069(P2019-7069A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-126165(P2017-126165)

【国際特許分類】

C 23 C 14/04 (2006.01)

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

C 23 C 14/04 A

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレームと、

前記フレームに保持された金属膜と、

を含み、

前記金属膜は、表示装置の表示領域に対応する複数の画素用開口部が設けられたマスク領域と、前記マスク領域の周辺に設けられたアライメントマーク領域と、を有し、

前記アライメントマーク領域は、第1開口部と、前記第1開口部の周囲に配置された複数の第2開口部を有し、

前記第2開口部の最大幅は、前記第1開口部の最大幅よりも小さい、蒸着マスク。

【請求項2】

前記複数の第2開口部は、前記第1開口部の輪郭に沿って配置される、請求項1に記載の蒸着マスク。

【請求項3】

前記第1開口部に対し前記複数の第2開口部より外側に配置された複数の第3開口部をさらに有する、請求項1又は2に記載の蒸着マスク。

【請求項4】

前記複数の第3開口部は、前記複数の第1開口部の輪郭に沿って配置される、請求項3に記載の蒸着マスク。

【請求項5】

前記複数の第2開口部と前記複数の第3開口部は、前記第1開口部の輪郭に沿って時計回りまたは反時計回りに、互い違いに配置される、請求項3又は4に記載の蒸着マスク。

【請求項6】

前記複数の第2開口部は、前記第1開口部の縁から、前記第1開口部の最大幅よりも大きい距離だけ離れた位置に配置される、請求項1乃至5のいずれか一項に記載の蒸着マスク。

【請求項 7】

前記第1開口部の輪郭は、円形である、請求項1乃至6のいずれか一項に記載の蒸着マスク。

【請求項 8】

前記金属膜の膜厚は、5～20μmである、請求項1乃至7のいずれか一項に記載の蒸着マスク。

【請求項 9】

前記第1開口部は、アライメントマークである、請求項1乃至8のいずれか一項に記載の蒸着マスク。

【請求項 10】

前記第1開口部の最大幅は0.5mm以上である、請求項1乃至9のいずれか一項に記載の蒸着マスク。